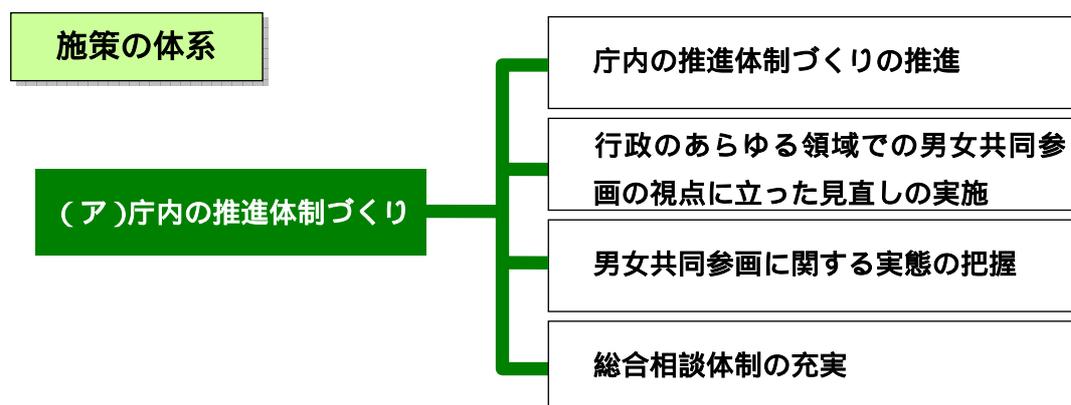


市民協働の推進体制づくり

(ア) 庁内の推進体制づくり

男女共同参画社会の実現には、まずは庁内に根強く残る性別役割分担意識や性差別的な慣習をチェックし、男女共同参画の視点に立って是正することが必要です。そのためには個別の施策の課題としてではなく、横断的かつ総合的な課題として取り組む必要があります。庁内の推進体制の確立が不可欠です。助役を会長とし、各課から選出された者で構成する「男女共同参画推進会議」を設置し、市が行う事業、各種計画策定事務局等、行政のあらゆる領域で男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを進めます。また、取り組みの進捗状況評価および提言を行う機関として、「男女共同参画審議会」の継続的な設置を行います。

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、就労等の性別に基づく差別や人権侵害が多く問題となっており、今後、問題がさらに深刻化、複雑化していく可能性があります。しかし、問題を抱えていても、世間体や職場の目という無言の圧力によって、身近な人に相談することに抵抗感を感じたり、自ら相談に行くことを控えたりしてしまう傾向があるようです。相談者のプライバシーと安全が確保され、悩みを抱えた女性が安心してさまざまな問題について相談できるような総合相談体制を充実します。

意識啓発と慣習
たりの見直し政策・方針決定への男
女共同参画の推進家庭生活と他の活動の
両立支援人権の尊重と生涯を通
じた健康づくり市民協働の推進体制づ
くり

具体的事業一覧

庁内の推進体制づくりの推進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画推進会議の設置	男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理および関係各課との連携を進めるための推進会議を設置します。	B	人権課 全庁
男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会の継続的な設置を行い、施策の進捗状況調査や評価・答申を行います。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

行政のあらゆる領域での男女共同参画の視点に立った見直しの実施

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市職員に対する啓発の充実	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的開催し、市職員の意識の向上を図ります。	B	総務課 人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

男女共同参画に関する実態の把握

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民の意識や市政への要望を把握し、行政施策に反映します。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

総合相談体制の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
総合相談体制の充実	様々な問題を抱える女性の相談に対応できるよう、総合的な相談体制の充実を図ります。	B	人権課 福祉事務所

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)